

第 32 回 定例農業委員会議事録

令和 5 年 3 月 6 日（月）午後 2 時より、市役所本庁舎 8 階 大会議室において、農業委員総会を開催した。

会議の顛末は、次のとおりである。

出席委員（16名）

1 河合 稔		15 高木 正美
	9 林 新太郎	16 日比 育緒
3 棚橋 新一		17 辻元 政博
4 岩井 豊太郎	11 高橋 滋	18 高橋 美和子
5 森 千尋	12 石原 幸一	19 廣瀬 悦治
6 吉田 和郎	13 山田 敏治	
7 傍島 勝美	14 吉田 幹夫	

欠席委員（3名）

2 佐竹 静	8 清水 峰幸	10 國枝 義見

その他の出席者（5名）

守屋事務局長	浅野課長	小野主査
竹中事務局次長	堀主幹	

議案

議案第 5 4 4 号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第 5 4 5 号 土地現況確認申請について

議案第 5 4 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 5 4 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 5 4 8 号 委員の辞任について

報告第 3 2 号 農地法第 4 条、第 5 条の規定による届出関係、その他報告事項について

議長 ただいまから、第32回定例農業委員会を始めたいと思います。
本日の議事録署名者に、9番 林委員、11番 高橋 滋委員の両名の方をお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議がないようですので、ご両名の方をお願いしたいと思います。
では、ただ今から議案審議にはいります。

議案第544号、農地転用事業計画変更承認申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

堀主幹 議案第544号、農地転用事業計画変更承認申請について、説明させていただきます。

1 ページをお願いします。

2 件提案されております。

1 番は、当初事業者が、建物改築に伴う建設業資材置場を目的として一時転用の許可を受けましたが、工期延長に伴い、引き続き貸借することとなり、事業計画変更の申請がなされたものでございます。

2 番は、当初事業者が、砂利採取を目的として一時転用の許可を受けましたが、隣接地について、新たに砂利採取を目的として貸借することとなり、事業計画変更の申請がなされたものでございます。

1 番、当初計画明細としまして、使用貸借権によります、田、627㎡で貸借期間が令和5年3月31日まででございました。

2 ページをお願いします。

2. 事業計画変更後明細をご覧ください。

貸借期間につきまして、令和5年3月31日から令和5年7月31日に事業計画変更するものです。

1 ページにお戻りください。

2番、当初計画明細としまして、賃貸借権によります、田、15筆合わせて、32,601㎡のうち、27,778㎡でございました。

2から3ページをお願いします。

事業計画変更後明細をご覧ください。

内訳としましては、事業計画変更後明細の内、3ページ上段部分（真ん中の所在中の⑦ 面積2,799のうち786まで）が、当初計画明細から引き続き、賃貸借権によって、砂利採取の目的とし、筆によって貸借期間が違うものの、令和2年10月1日から令和5年9月15日まで一時転用されるものでございます。

なお、2ページにございます、当初計画明細の⑪、3ページにございます⑦の2,799のうち786につきましては、貸借期間につきまして、令和5年9月15日から令和6年3月31日に事業計画変更するものでございます。

3ページをご覧ください

下段部分（真ん中の所在中の⑦ 面積2,799のうち、2,013㎡以降）が、賃貸借権により、田、4筆合わせて、11,559㎡のうち、10,773㎡につきまして、新たに砂利採取を目的として、令和5年4月1日から令和6年3月31日まで一時転用されるものでございます。

この結果、最終事業計画としまして、砂利採取の目的で、田、15筆合わせて、31,728㎡のうち、28,918㎡に事業計画変更するものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

（「異議なし」の声）

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第545号、土地現況確認申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

堀主幹

議案第545号 土地現況確認申請について、説明させていただきます。

農地法の適用を受けない土地（農地法第2条第1項の農地）の現況確認という形で、申請されたものです。

H10.11.1県通達により、公的証明により現況が農地でない証明、例えば、建物の建築年のわかる課税証明又は登記簿で、20年を超える物であるもの、または、農振農用地区域以外の農地で、公的機関が発行する証明書等により、現況が農地でなくなってから、20年を経過しているもの、または、災害により農地でなくなったものであり、相当程度費用を投じても農地として復旧することが困難であるものは、土地現況確認申請で対応できることになりました。

1番、田、633㎡で、一般個人住宅でございます。

1番の申請地の農地の区分につきましては、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。

建物自体は、令和3年8月に火災にて消失しておりますが、申請地を現土地所有者が平成30年9月に相続によって取得した際には、建築物が存在し、既に農地性を喪失していました。

このことは、平成14年撮影の国土地理院の航空写真及び大垣市が発行する「固定資産課税台帳登録事項証明書」で建物が平成7年から一般個人住宅として利用されていたことから確認できます。

以上でございます。よろしく願いいたします

議長

ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

（「異議なし」の声）

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第546号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

堀主幹 議案第546号 農地法第3条関係申請明細について、説明させていただきます。

5件提案されております。今回、提案されております申請はいずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

1番、所有権移転によります、田、畑、2筆合わせて、573㎡で、規模拡大でございます。取得後は大豆の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

2番、所有権移転によります、田、453㎡で、規模拡大でございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

4ページをお願いします。

3番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、1,678㎡で、規模拡大でございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

4番、所有権移転によります、田、743㎡で、規模拡大でございます。取得後は水稻及び野菜の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

5番、所有権移転によります、田、648㎡で、規模拡大でございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第547号 農地法5条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

堀主幹 議案第547号 農地法第5条関係申請明細について、説明させていただきます。

2件提案されております。

1番、所有権移転によります、畑、2筆合わせて、418㎡で、一般個人住宅でございます。農地の区分は、4m以上の道路に、上下水道が整備され、かつ500m以内に2以上の公益的施設が存在する区域の農地であり、第3種農地と判断します。

2番、2から3ページの事業計画変更に係る内容と同じですが、賃貸借権によります、田、4筆合わせて11,559㎡のうち、10,773㎡で、砂利採取でございます。農地の区分は、農業振興地域内の、農用地区域内農地です。一時転用による期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日まででございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第548号 委員の辞任について、を議題に供します。なお、こちらの事案につきましては、わたくしに関する事案で、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与が制限されていますので、議長を高橋副会長に交代します。

議長代理 それでは事務局説明願います。

堀主幹 議案第548号 委員の辞任について、説明させていただきます。

1番、令和5年2月10日付けで、4番 岩井豊太郎会長より辞任願が、農業委員会へ提出がございました。

辞任の理由としましては、「一身上の都合」ということでござ

います。

農業委員会等に関する法律第13条には、「委員は、正当な事由があるときは、市長村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる。」と規定されております。

「農業委員会の同意」は、農業委員会の総会の議決により、総会出席委員の過半数の賛成によって行うものとされております。

本総会で議決をしていただき、「農業委員会の同意」を得て、さらに市長の同意が得られましたら正式に辞任という運びとなります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長代理 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

それでは、引き続き、議長を岩井会長に交代します。

議長 報告第32号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、事務局より報告願います。

小野主査 報告第32号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、説明させていただきます。

事務局長専決により、専決処分しました案件について、ご報告させていただきます。

5ページをお願いします。

農地法第4条関係届出明細については、2件申請されています。

1番、田、7筆合わせて、505.27㎡で、貸店舗でございます。

2番、田、353㎡のうち、197㎡で、農業用倉庫でございます。

農地法第5条関係届出明細については、16件申請されています。

3番、所有権移転により、田、182㎡で、一般個人住宅でござ

います。

4番、所有権移転によります、田、775㎡で、宅地分譲でございます。

5番、所有権移転によります、田、2.51㎡で、一般個人住宅（倉庫）でございます。

6ページをお願いします。

6番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、792㎡で、分譲住宅でございます。

7番、所有権移転によります、畑、192㎡で、一般個人住宅でございます。

8番、賃貸借権によります、田、189㎡で、調剤薬局でございます。

9番、賃貸借権によります、田、6筆合わせて、1,204㎡で、共同住宅（サービス付き高齢者向け住宅）でございます。

10番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、673㎡で、宅地分譲でございます。

11番、使用貸借権によります、田、204㎡で、一般個人住宅でございます。

7ページをお願いします。

12番、使用貸借権によります、田、131㎡で、一般個人住宅（駐車場）でございます。

13番、所有権移転によります、畑、2筆合わせて、231㎡で、宅地分譲でございます。

14番、使用貸借権によります、田、386㎡で、一般個人住宅（通路及び駐車場）でございます。

15番、所有権移転によります、田、201㎡で、一般個人住宅でございます。

16番、所有権移転によります、田、1,239㎡のうち998㎡で共同住宅でございます。

17番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、174㎡で、一般個人住宅でございます。

8ページをお願いします。

18番、所有権移転によります、田、2,184㎡で、宅地分譲でござ

ざいます。

続きまして、農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願について、説明させていただきます。

農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願については、1件申請されています。

3年毎に納税猶予の継続届出書を税務署に提出することとなっておりますので、継続証明願いが申請されているものです。

申請されております方について、農地の現在の管理状況を確認致しましたところ、適正に管理され、引き続き耕作が行われる見込みのある方でございます。

19番、田、畑、12筆合わせて、11,608㎡でございます。

続きまして、農地法第3条の3第1項の規定による届出明細について、説明させていただきます。

9ページをお願いします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出明細については、22件届出されています。

農地法の改正に伴い、相続などによる権利取得については、農地法の許可を要しない代わりに、権利取得者が農業委員会に届出をしなければならず、届出がなされたものでございます。

(相続、包括及び特定遺贈、遺産分割、時効取得、法人の合併、分割)

20番、田、畑、11筆合わせて、7,409㎡でございます。

21番、田、畑、13筆合わせて、10,197㎡でございます。

22番、田、畑、池沼(現況:畑)、5筆合わせて、2,020㎡でございます。

10ページをお願いします。

23番、田、9筆合わせて、4,744㎡でございます。

24番、田、2筆合わせて、2,892㎡でございます。

25番、田、2筆合わせて、2,946㎡でございます。
26番、田、畑、5筆合わせて、1,297㎡でございます。
27番、田、3筆合わせて、3,923㎡でございます。
28番、田、5筆合わせて、5,173㎡でございます。

11ページをお願いします。

29番、田、249㎡でございます。
30番、畑、田、5筆合わせて、4,063.65㎡でございます。
31番、田、6筆合わせて、4,853㎡でございます。
32番、田、畑、6筆合わせて、4,338㎡でございます。
33番、田、畑、10筆合わせて、8,136㎡でございます。

12ページをお願いします。

34番、田、6筆合わせて、5,660㎡でございます。
35番、畑、田、8筆合わせて、5,918㎡でございます。
36番、田、畑、11筆合わせて、7,420㎡でございます。
37番、畑、3筆合わせて、944㎡でございます。

13ページをお願いします。

38番、田、3筆合わせて、740㎡でございます。
39番、田、宅地（現況：畑）、畑、14筆合わせて、
8,514.65㎡でございます。
40番、田、1,561㎡でございます。
41番、田、畑、9筆合わせて、5,183㎡でございます。

続きまして、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について、説明させていただきます。

14ページをお願いします。

農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断については、1件でございます。

R3.4.1付け、2経営第3505号により、農林水産省から「非

農地判断の徹底について」の通達がありました。

内容につきましては、森林の様相を呈しているなど、「再生利用が困難な農地」である場合には、非農地判断をして農地台帳から除外するよう指導されているものです。

これに基づき、農地法第30条第1項に規定する利用状況調査により、次の農地について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断しましたので、ご報告させていただきます。

42番、現況、山林原野、863, 247.59㎡でございます。

これらの該当地は、山林原野の様相を呈しており、既に農地性が失われていると判断しました。

非農地判断しました農地について、本委員会にて報告するとともに、当該農地の所有者及び関係機関に対して通知を行います。

以上でございます。よろしく願いいたします。

ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「なし」の声)

議長 　ただいま報告いたしましたとおり、専決処分をさせていただきましたので、よろしく願いしたいと思います。

これをもちまして、本日の農業委員会を終わらせていただきます。

次回の開催日は、4月5日(水)午後2時となっておりますので、よろしく願いいたします。どうもご苦労さまでございました。

午後2時20分閉会

上記のとおり、記載に相違ないことを証明し、ここに署名する。

令和5年3月6日

議長（会長）

岩井豊太郎

議事録署名者

高橋 滋

高橋副会長

議事録署名者

林 新太郎

林 副会長